

## 第7章 まとめ

### 7-1 調査結果のまとめ

#### 7-1-1 調査結果のまとめ方

化管法の見直しを検討する項目ごとに、本調査における検討結果の概要を「検証シート」として整理した。検証シートに含めた項目は、主として表 7-1 に示す項目である。

表 7-1 検証シートとして整理した主な項目

項目	具体的な内容(例)
1 自治体調査の結果	・ 条例に基づく届出制度等の状況
2 各種データ	・ フォローアップ事業等による報告データ
3 文献調査の結果	・ 諸外国の状況 ・ ホームページ等の検索で確認された事項
4 見直しに向けた意見	・ 自治体へのヒアリング調査等で出された意見 ・ 学識経験者等から出された意見
5 考察	・ 見直しを行うメリット ・ 見直しを行う場合の問題点
6 見直しの方向性	・ 現時点までの情報収集に基づく見直しの方向性

#### 7-1-2 検証シート

作成した検証シートの種類は表 7-2 に示すとおりである。なお、項目によっては細分化した項目ごとの整理も必要であることから、必要に応じて細分化した「サブシート」を作成した。具体的には、「第一種指定化学物質」、「対象業種」、「届出事項」の3つの検討ポイントについて、それぞれ主な項目ごとに3~9種類のサブシートを作成した。

表 7-2 作成した検証シートの一覧

検討項目	検討ポイント	サブシート
1 対象化学物質	第一種指定化学物質	1,1,2,2,-テトラクロロエタン
		メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート
		2,4-キシレノール
		1,2-エポキシブタン
		テトラメトキシシラン
		5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド
		ピリミノバックメチル
		インジウム及びその化合物
		タリウム及びその水溶性化合物
		2 届出要件
医療業		
建物サービス業		
年間取扱量のすそ切り	-	
従業員規模のすそ切り	-	
3 届出事項	届出事項	年間取扱量
		製造品に含まれた出荷量
		用途等
		事業者全体の従業員数
		排出量等の増減
		廃棄物関連の届出事項
		下水道関連の届出事項
その他の届出事項		
4 データ公表	開示請求	-
	届出データの集計方法	-
5 その他	化学物質管理指針	-
	地方自治体の役割	-
	対応化学物質分類名への変更	-
	届出期間	-
	法の目的	-
	届出様式	-
	電子情報処理組織	-

注:本調査で本格的に取り上げなかった検討ポイント(例:特別要件施設)は欠番とした。

具体的な検証シート及びサブシートの内容は以下のとおり。それぞれの詳細は原則として本報告書の第2～6章に示しているが、基礎データの一部は以下の情報源から引用した。

「化学物質総合情報提供システム」(独立行政法人製品評価技術基盤機構:NITE)

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
1. 対象化学物質	第一種指定化学物質	近年の動向を踏まえ、第一種指定化学物質物質を追加(政令第1条;別表第1)

項目	内容
自治体調査の結果	埼玉県等の6自治体が独自の物質を追加している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・SPEED'98 掲載物質を追加(東京都、埼玉県)</li> <li>・毒性が低くても地域で大量に使用される物質は対象(大阪府)</li> </ul> また、埼玉県では過去に報告のなかった物質を対象より除外 詳細は参考資料参照
各種データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 代替物質 &gt; 平成13年度～平成15年度 PRTR フォローアップ事業において5件以上の回答があった物質は、イソプロパノール等13物質 水、エタノールは除く</li> <li>&lt; 第二種指定化学物質 &gt; 平成13年度～平成15年度 PRTR フォローアップ事業において1t/年以上の取扱いが報告された物質はメチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート等9物質</li> </ul>
文献調査の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 諸外国の状況 &gt; 温室効果ガスを対象としているのは英国等5カ国 NOx、SOx を対象としているのはカナダ等6カ国 NMVOC(群として)を対象としているのはカナダ等6カ国 多環芳香族化合物を対象としているのは米国等7カ国 個別物質の詳細は参考資料参照 平成17年度 PRTR 制度国際動向調査(東京海上日動リスクコンサルティング(株))参照</li> <li>&lt; 事例 &gt; 製造・販売業者のホームページによる検索ではメチルシクロヘキサン等が代替物質として公表されている</li> </ul>
見直しに向けた意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 自治体 &gt; SPEED'98 掲載物質で「影響なし」と判定されたものを除外 取扱実績がない物質の削除 NOx、SOx、トータル VOC、温室効果ガスを追加</li> <li>&lt; 有識者 &gt; 既存のリスク評価の結果も考慮すべき</li> </ul>
考察	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 追加のメリット &gt; より広範囲な化学物質の使用、排出実態が把握できる。</li> <li>&lt; 問題点 &gt; 事業者の負担が増大する可能性がある</li> </ul>
見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 見直しの内容 &gt; メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート等の有害性、流通量、環境への排出等の他の情報を含めてより総合的に追加の可能性を検討</li> </ul>

注:サブシートは追加候補物質のうち第二種指定化学物質のみ作成した。

サブシート(1- ) 第一種指定化学物質への追加

物質名	1,1,2,2,-テトラクロロエタン
CAS 番号	79-34-5

< データ >

項目	内容
全国の生産・輸入量	監視化学物質の製造量及び輸入量の届出結果 (平成 16 年度、経済産業省): 100t 未満
主な用途	溶剤、試薬
主な需要分野	化学工業
環境中での検出実績	環境省調査における検出数/検体数(1976 年) 水質:0/60 底質:0/40 魚類:0/10
有害性	詳細は OECD SIDS を参照 <a href="http://www.chem.unep.ch/irptc/sids/OECDSIDS/79345.pdf">http://www.chem.unep.ch/irptc/sids/OECDSIDS/79345.pdf</a>
諸外国における扱い	米国、カナダ、英国の対象物質
地方自治体における扱い	横浜市の対象物質

< 検討 >

項目	内容
選定理由	平成 13～平成 15 年度 PRTR フォローアップ事業にて、当該物質の年間取扱量は 3 事業所の合計で 261t であり、全ての事業所において 1 事業所の年間取扱量が 1t 以上のため
考察	物質選定をした当初とは生産・輸入量が大きく異なる可能性がある。
方向性	生産・輸入量の実態把握及び最新の有害性情報を考慮する必要がある。

サブシート(1- ) 第一種指定化学物質への追加

物質名	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート
CAS 番号	101-68-8

<データ>

項目	内容
全国の生産・輸入量	化学物質の製造・輸入量に関する実態調査(平成13年度実績,経済産業省) 生産(出荷)・輸入量の合計:10,000t ~ 100,000t
主な用途	接着剤、塗料、スパンデックス繊維、合成皮革用、 ウレタンエストラマーなどの原料
主な需要分野	化学工業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、プラスチック製品製造業、木材・木製品製造業
環境中での検出実績	データなし
有害性	既存化学物質点検:強度の変異原性が認められる その他の詳細は国際簡潔評価文書(CICADs;IPCS)を参照 <a href="http://www.inchem.org/documents/cicads/cicads/cicad27.htm">http://www.inchem.org/documents/cicads/cicads/cicad27.htm</a>
諸外国における扱い	米国、オーストラリア、カナダ、英国、韓国の対象物質
地方自治体における扱い	京都府、横浜市の対象物質

<検討>

項目	内容
選定理由	PRTR フォローアップ事業にて年間取扱量は、52 事業所の合計で約 1,500t が確認され、1 事業所の年間取扱量が 1t 以上の事業所が、件数ベースで約7割を占めるため
考察	物質選定をした当初とは生産・輸入量が大きく異なる
方向性	最新の有害性の情報を確認した上で、第一種指定化学物質への追加を検討

サブシート(1- ) 第一種指定化学物質への追加

物質名	2,4-キシレノール
CAS 番号	105-67-9

< データ >

項目	内容
全国の生産・輸入量	10～100t(平成11年度、経済産業省調査)
主な用途	殺虫剤、抗酸化剤、医薬中間体
主な需要分野	化学工業
環境中での検出実績	環境省調査における検出数/検体数(1982年) 水質:0/33 底質:0/33
有害性	ヒトへの健康影響等についてはIRIS(USEPA)を参照 <a href="http://www.epa.gov/iris/subst/0466.htm">http://www.epa.gov/iris/subst/0466.htm</a> 生態への影響については環境省の生態影響試験結果を参照 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/sesaku/02.pdf">http://www.env.go.jp/chemi/sesaku/02.pdf</a>
諸外国における扱い	米国の対象物質
地方自治体における扱い	北海道、横浜市の対象物質

< 検討 >

項目	内容
選定理由	PRTR フォローアップ事業にて年間取扱量 1t 以上の事業所があったため
考察	PRTR フォローアップ事業での年間取扱量は、2 事業所の合計で 6t であるが、全国値は不明。
方向性	生産・輸入量の最新動向を把握することが必要である。

サブシート(1- ) 第一種指定化学物質への追加

物質名	1,2-エポキシブタン
CAS 番号	106-88-7

< データ >

項目	内容
全国の生産・輸入量	10t ~ 100t (平成 11 年度、経済産業省調査)
主な用途	トリクロロエタンの安定剤、塩ビコンパウンドの特殊溶剤、 医薬品・農薬・界面活性剤の原料
主な需要分野	化学工業
環境中での検出実績	データなし
有害性	発がん性評価 EU:3 IARC:2B (ヒトに対して発がんを示す可能性がある) その他の詳細は OECD SIDS 参照 <a href="http://www.chem.unep.ch/irptc/sids/OECD/SIDS/106887.pdf">http://www.chem.unep.ch/irptc/sids/OECD/SIDS/106887.pdf</a>
諸外国における扱い	米国、カナダの対象物質
地方自治体における扱い	対象としている自治体はない

< 検討 >

項目	内容
選定理由	PRTR フォローアップ事業にて年間取扱量 1t 以上の事業所があったため
考察	PRTR フォローアップ事業での年間取扱量は、2 事業所の合計で 78t であるが、全国値は不明。
方向性	生産・輸入量の最新動向を把握する必要がある

サブシート(1- ) 第一種指定化学物質への追加

物質名	オルトケイ酸テトラメチル (別名:テトラメトキシシラン)
CAS 番号	681-84-5

< データ >

項目	内容
全国の生産・輸入量	監視化学物質の製造量及び輸入量の届出結果(平成 16 年度、経済産業省):1,173t
主な用途	セラミック原料、脱水剤、シリル化剤、バインダー原料
主な需要分野	化学工業
環境中での検出実績	データなし
有害性	作業環境許容濃度 日本産業衛生学会:1ppm ACGIH TWA:1ppm
諸外国における扱い	対象としている国はない
地方自治体における扱い	対象としている自治体はない

< 検討 >

項目	内容
選定理由	PRTR フォローアップ事業にて年間取扱量 1t 以上の事業所あり
考察	PRTR フォローアップ事業での年間取扱量は、2 事業所の合計で 150t であるが、全国値は不明。 物質選定の当初とは生産・輸入量が大きく異なる。
方向性	最新の有害性情報を確認したうえで、必要がある場合には第一種指定化学物質への追加を検討



サブシート(1- ) 第一種指定化学物質への追加

物質名	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド
CAS 番号	3618-72-2

< データ >

項目	内容
全国の生産・輸入量	監視化学物質の製造量及び輸入量の届出結果(平成 16 年度、経済産業省):121t
主な用途	合成中間体、農薬全般(中間体を含む)
主な需要分野	繊維工業、金属製品製造業
環境中での検出実績	データなし
有害性	既存化学物質点検:強度の変異原性が認められる
諸外国における扱い	対象としている国はない
地方自治体における扱い	千葉県の対象物質

< 検討 >

項目	内容
選定理由	PRTR フォローアップ事業にて年間取扱量 1t 以上の事業所あり
考察	PRTR フォローアップ事業での年間取扱量は、2 事業所の合計で 10t であるが、全国値は不明。
方向性	最新の有害性情報を確認したうえで、必要がある場合には第一種指定化学物質への追加を検討

サブシート(1- ) 第一種指定化学物質への追加

物質名	メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート (別名:ピリミノバックメチル)
CAS 番号	136191-64-5

< データ >

項目	内容
全国の生産・輸入量	1t ~ 10t(平成 11 年度、経済産業省調査)
主な用途	農薬(除草剤)
主な需要分野	化学工業
環境中での検出実績	データなし
有害性	経口慢性毒性 ADI 0.009mg/kg/d 平成 12 年 3 月に開催された環境庁中央環境審議会環境保健部会及び通商産業省化学品審議会安全対策部会合同会合等において第 1 種及び第 2 種指定化学物質を選定するために使用したデータ
諸外国における扱い	対象としている国はない
地方自治体における扱い	対象としている自治体はない

< 検討 >

項目	内容
選定理由	PRTR フォローアップ事業にて年間取扱量 1t 以上の事業所あり
考察	PRTR フォローアップ事業における年間取扱量は、1 事業所からの報告データで 5t であるが、全国値は不明。
方向性	最新の生産・輸入量及び有害性情報などを確認したうえで、必要がある場合には第一種指定化学物質への追加を検討

サブシート(1- ) 第一種指定化学物質への追加

物質名	インジウム及びその化合物	
CAS 番号	インジウム	7440-74-6
	三塩化インジウム	10025-82-8
	酸化インジウム	1312-43-2
	硝酸インジウム(水和物)	13465-14-0
	水酸化インジウム	20661-21-6
	硫酸インジウム	13464-82-9
	リン化インジウム(多結晶)	22398-80-7

< データ >

項目	内容
全国の生産・輸入量	10t ~ 100t (平成 11 年度、経済産業省調査)
主な用途	各種原料(半田、低融点合金、電極材料用、単結晶等)
主な需要分野	非鉄金属製造業、電気機械器具製造業、鉄鋼業、金属鋳業 化学工業
環境中での検出実績	データなし
有害性	作業環境許容濃度 TWA (ACGIH) 0.1mg/m <sup>3</sup>
諸外国における扱い	対象としている国はない
地方自治体における扱い	トリエチルインジウム:横浜市、川崎市の対象物質 トリメチルインジウム:横浜市、川崎市の対象物質

< 検討 >

項目	内容
選定理由	PRTR フォローアップ事業における年間取扱量は、8 事業所の合計で 117t であり、1 事業所あたりの年間取扱量が 1t 以上の事業所が 5 件であったため
考察	物質選定の当初とは生産・輸入量が大きく異なる可能性がある
方向性	最新の生産・輸入量及び有害性の情報を確認する必要がある

サブシート(1- ) 第一種指定化学物質への追加

物質名	ナトリウム及びその水溶性化合物
CAS 番号	ナトリウム 7440-28-0 塩化ナトリウム( ) 7791-12-0 硝酸第一ナトリウム 10102-45-1

< データ >

項目	内容
全国の生産・輸入量	1t～10t(平成11年度、経済産業省調査)
主な用途	ナトリウム 農薬(殺そ剤) 塩化ナトリウム( ) 試薬 硝酸第一ナトリウム 分析用、花火、試薬
主な需要分野	金属鋳業、非鉄金属製造業
環境中での検出実績	データなし
有害性	詳細は EHC (IPCS) を参照 <a href="http://www.inchem.org/documents/ehc/ehc/ehc182.htm">http://www.inchem.org/documents/ehc/ehc/ehc182.htm</a>
諸外国における扱い	対象としている国はない
地方自治体における扱い	ナトリウム及びその化合物:東京都、埼玉県、川崎市の対象物質 ナトリウム、塩化ナトリウム、酸化ナトリウム、硝酸ナトリウム、酢酸ナトリウム、炭酸ナトリウム、硫酸ナトリウム:横浜市の対象物質

< 検討 >

項目	内容
選定理由	PRTR フォロースアップ事業にて年間取扱量 1t 以上の事業所があったため
考察	PRTR フォロースアップ事業による年間取扱量は、2 事業所の合計で 6t である
方向性	最新の生産・輸入量及び有害性の情報を把握することが必要

PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
2.届出要件	対象業種	届出対象となる業種を追加(政令第3条) <追加候補> 農業 水産養殖業 建設業 医療業 保健衛生 ゴルフ場 建物サービス業 産業用設備洗浄業 看板書き業

項目	内容
自治体調査の結果	条例等で届出対象になっているのは以下のとおり 医療業:東京都で届出対象業種 その他(建物サービス業等):なし
各種データ	<PRTR フォローアップ事業> 医療業では対象化学物質の取扱いが多数報告されているが、年間取扱量 1t 未満のデータが9割以上を占めている(表 3-2) 建物サービス業では洗浄剤・殺虫剤の 15 物質が報告されているが、全て年間取扱量 1t 未満である。 その他の業種については、調査における回答数が少ないため正確な情報は把握できていない。 <届出外排出量の集計> 建設業からの排出量は約 5.5 万 t/年(平成 16 年度)であり、対象業種のうち最も排出量が多い輸送機械器具製造業に匹敵する。
文献調査の結果	<諸外国の状況> ・カナダにおいて医療業(歯科医業除く)、英国で舗装工事業が対象 ・豪州、フランス、カナダでは燃料小売業は対象外 詳細は「平成 17 年度 PRTR 制度国際動向調査(東京海上日動リスクコンサルティング(株))」参照 <事例> ・「建築工事共通仕様書」により、建設業における工程と資材及び使用される化学物質の関係の概要が把握できる ・総合工事業、建物サービス業等の業種を届出対象として検討することが望ましいとしている 詳細は「平成 17 年度 PRTR 対象事業者等基礎調査報告書((株)数理計画)参照
見直しに向けた意見	<自治体> ・燃料小売業、計量証明業の除外 ・建設業の元請け業者の追加 ・建物清掃業、建物消毒業、自動車運送業、高等学校、ゴルフ場の追加 ・漁網処理業、塗装工程を有する業種の追加 ・鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業のフロンの制限を撤廃

PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
2.届出要件	対象業種	届出対象となる業種を追加(政令第3条) <追加候補> 農業 水産養殖業 建設業 医療業 保健衛生 ゴルフ場 建物サービス業 産業用設備洗浄業 看板書き業

(続き)

項目	内容
考察	<追加のメリット> 医療業等を届出対象に追加することで、自主的管理の促進が期待される <問題点> 医療業:年間取扱量 1t 未満の取扱が多い 建設業:事業所の外での活動で環境中に排出される場合が多い 建物サービス業:年間取扱量 1t 未満の取扱が多い、事業所の外での活動で環境中に排出される場合が多い
見直しの方向性	<見直しの内容> 医療業と建設業、建物サービス業を届出対象業種に追加 燃料小売業の除外 <特記事項> ・「少量多品種型」の業種に対応し、一部の業種で年間取扱量のすそ切りを引き下げる(医療業や計量証明業等が対象) ・「お出かけ型」の業種に対応し、事業所の外での排出を含み、事業者単位での届出を可能にする(建設業と建物サービス業)

サブシート(2- ) 届出対象業種への追加

業種名	建設業
業種コード	06～08

<データ>

項目	内容
全国の事業所数	平成 16 年事業所・企業統計調査(総務省) 事業者:283,784 事業所:564,352
主な事業内容	注文又は自己建設による建設工事(建築工事、土木工事等)の施工
従業員規模の分布	事業者としての従業員数が 20 人未満の割合が事業者数ベースで約 90%、10 人未満でも約 80%である。
取扱が想定される主な対象化学物質	トルエン、キシレン等の塗料・接着剤に含まれる対象化学物質 界面活性剤等のセメント混和剤に含まれる対象化学物質
対象化学物質を取り扱っている事業所の割合	不明である
年間取扱量の分布	不明である
取扱等の報告データ	<届出外排出量の推計(平成 16 年度排出量)> 塗料・接着剤に係る当該業種の年間排出量は下記のとおり。 トルエン:約 1.7 万 t キシレン:約 2.8 万 t
諸外国における扱い	英国では道路舗装業が対象
地方自治体における扱い	対象としている自治体はない

<検討>

項目	内容
選定理由	届出外排出量の推計値より、排出量が多い業種であることが明らかであるため
考察	業務形態が複雑であり、事業者における化学物質使用に関する把握状況が明確ではない。
方向性	当該業種の化学物質の把握に関する実態や事業所あたりの資材(化学物質)の使用状況など、基礎的な情報を収集する必要がある

サブシート(2- ) 届出対象業種への追加

業種名	医療業
業種コード	73

<データ>

項目	内容
全国の事業所数	平成 16 年事業所・企業統計調査(総務省):218,395
主な事業内容	医師又は歯科医師等が行う医療行為、またはそれに直接関連するサービス。滅菌代行業も含まれる。
従業員規模の分布	事業所の従業員数が 20 人未満の事業所の割合が 90%以上 事業者の従業員数としては不明
取扱が想定される主な対象化学物質	エチレンオキシド(物質番号:42)、グルタルアルデヒド(66) ヒドロキノ(254)、ホルムアルデヒド(310)
対象化学物質を取り扱っている事業所の割合	平成 13~15 年度 PRTR フォローアップ事業の結果 :約 75%(事業所数ベース)
年間取扱量の分布	平成 13~15 年度 PRTR フォローアップ事業の結果 :取扱のある事業所のうち約 8 割は年間取扱量 0.1t 未満
取扱等の報告データ	<届出外排出量の推計(平成 16 年度の年間排出量)> エチレンオキシド:約 160t(滅菌代行業も含む) <PRTR フォローアップ事業> 15 物質が報告された。 主な物質の年間排出量の集計値は下記のとおり。 エチレンオキシド:約 9t(報告件数 97 件) グルタルアルデヒド:約 4t(報告件数 47 件)
諸外国における扱い	カナダでは医療業(歯科医業除く)が対象
地方自治体における扱い	東京都では対象

<検討>

項目	内容
選定理由	PRTR フォローアップ調査においてエチレンオキシドやグルタルアルデヒド等では全国排出量への寄与が大きいことが示唆されたため
考察	年間取扱量によるすそ切りを 1t とした場合には、当該業種における捕捉率は他の業種に比べ低くなると考えられる(エチレンオキシドでは捕捉率は約 1/3 と予想され、他の少量使用物質は一部の事業所しか届出しない可能性が高い)。
方向性	年間取扱量のすそ切りを併せて検討



サブシート(2- ) 届出対象業種への追加

業種名	建物サービス業
業種コード	904

<データ>

項目	内容
全国の事業所数	平成 16 年事業所・企業統計調査(総務省) 事業者:5,177 事業所:20,174
主な事業内容	ビルメンテナンス(清掃、消毒など)、機器の保守管理
従業員規模の分布	事業者としての従業員数が 20 人未満の割合が事業者数ベースで約 60%、10 人未満でも約 40%である。
取扱が想定される主な対象化学物質	2-アミノエタノール(物質番号:59)、フェニトロチオン(29)等の洗浄剤、殺虫剤に含まれる対象化学物質
対象化学物質を取り扱っている事業所の割合	平成 13~15 年度 PRTR フォローアップ調査の結果 約 50%(事業所数ベース)
年間取扱量の分布	平成 13~15 年度 PRTR フォローアップ事業の結果 取扱のある事業所の全てが年間取扱量 1t 未満 そのうち 90%以上が 0.1t 未満
取扱等の報告データ	<PRTR フォローアップ事業> 12 物質が報告された。主な物質の年間排出量は下記のとおり。 2-アミノエタノール:約 1t(報告件数 31 件) フェニトリチオン:約 0.6t(報告件数 16 件)
諸外国における扱い	対象としている国はない
地方自治体における扱い	対象としている自治体はない

<検討>

項目	内容
選定理由	届出外排出量の集計結果より、年間 1,000t 以上の排出量が予想されるため。 また、PRTR フォローアップ事業において、取扱量のすそ切りを考慮しない場合には、2-アミノエタノール等の全国排出量に対する寄与が小さくないと考えられたため
考察	少量取扱の事業所が多いため、年間取扱量のすそ切りを 1t とした場合には、届出はほとんどないものと予想される。
方向性	年間取扱量のすそ切りを併せて検討する必要がある

PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
2.届出要件	年間取扱量の すそ切り	ア) 一律に「1t 0.1t」などと引き下げ イ) 特定の業種だけ「1t 0.1t」などと引き下げ ウ) 特定の対象化学物質だけ「1t 0.1t」などと引き下げ

項目	内容
自治体の調査結果	条例における取扱量のすそ切りで、PRTRと異なる例は下記のとおり。 ・100kg/年(東京都等2件) ・500kg/年(埼玉県) ・すそ切りなし(横浜市) ・物質により30~100kg/年(大阪府)
各種データ	<PRTRフォローアップ事業> ・食料品製造業等では1t未満の寄与が大きい(件数ベースで8割以上)(表3-29) ・公共用水域への排出量については、出版・印刷・同関連産業等で1t未満の寄与が大きい可能性が示唆された(表3-32) ・有機スズ化合物等の一部の物質では1t未満の寄与が大きい可能性が示唆された(表3-33)
文献調査の結果	<諸外国の状況> ・米国(製造・加工)、カナダ、豪州、韓国では一部の物質を除き基本的には10t/年以上 ・英国、フランスでは取扱量のすそ切りはなし 詳細は「平成17年度PRTR制度国際動向調査(東京海上日動リスクコンサルティング(株))」参照
見直しに向けた意見	<自治体> ・1t/年から0.5t/年などに引き下げる、又は撤廃(アンケート調査では5件が回答) ・年間取扱量を「合計で1t以上」に変更
考察	<追加のメリット> 届出外として推計している数値を実際に報告してもらうことで、事業者の自主的取組を促進するとともに全体的な排出量の精度が向上する <問題点> 報告の際の事業者の負担が増加する
見直しの方向性	<見直しの内容> 自治体のデータなどをあわせて、業種に応じたすそ切りの引き下げを検討(特に非製造業については定量的なデータが得られていない)

PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
2.届出要件	従業員規模の すそ切り	ア) すそ切り要件(=事業者規模 21人以上)の撤廃 イ) 特定の業種のみすそ切り要件の撤廃

項目	内容
自治体調査の結果	条例において PRTR と異なる事例は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者としての従業員数 10 人以上(札幌市)</li> <li>・すそ切りなし(東京都、大阪府)</li> <li>・事業所としての従業員数 21 人以上</li> </ul>
各種データ	<p>&lt; PRTR パイロット事業 &gt;            事業者全体の従業員数と年間排出量の相関はほとんどない。</p> <p>&lt; PRTR フォローアップ事業 &gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・洗濯業、自動車整備業、写真業では従業員規模による対象化学物質の取扱状況の違いは見られない(表 3-39)</li> <li>・自動車整備業ではエチルベンゼン等において 21 人未満の寄与が大きい可能性が示唆された(表 3-43)</li> </ul> </p> <p>&lt; 推計データ &gt;            すそ切り以下事業者に係る排出量は約 47,000t/年(平成 16 年度 PRTR データ)であり届出排出量(=約 270,000t)の約 1/6            うち、9 割近くが従業員規模によるすそ切り以下の寄与である。</p>
文献調査の結果	<p>&lt; 諸外国の状況 &gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国:常勤従業員 10 人以上</li> <li>・英国、フランス、豪州はすそ切りなし</li> <li>・韓国:総従業員数 30 人以上</li> </ul>           詳細は「平成 17 年度 PRTR 制度国際動向調査(東京海上日動リスクコンサルティング(株)」参照</p> <p>&lt; 事例 &gt;            自治体の調査結果等の事例あり(表 3-47~表 3-49)</p>
見直しに向けた意見	<p>&lt; 自治体 &gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・規模要件の撤廃(アンケート調査では 8 件が回答)</li> <li>・未届けの事業所が増加するため現状のままで良い。</li> </ul> </p>
考察	<p>&lt; 追加のメリット &gt;            届出外として推計している数値を実際に報告してもらうことで、事業者の自主的取組を促進するとともに全体的な排出量の精度が向上する</p> <p>&lt; 問題点 &gt;            小規模事業者では現行の対象事業者に比べて負担感が大きい</p>
見直しの方向性	<p>&lt; 見直しの内容 &gt;            自治体のデータなどから業種による排出量の補足率などを詳細に検討し、すそ切りの撤廃(又は業種による引き下げ)を検討する</p>

PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
3.届出事項	届出事項	届出すべき事項を追加(法律第5条;省令 第6条) <追加候補> 年間取扱量 製造品に含まれた出荷量 用途等 事業者全体の従業員数 排出量等の増減 廃棄物関連の届出事項 下水道関連の届出事項 その他の届出事項

項目	内容
自治体調査の結果	年間取扱量を中心に、条例で年1回の届出を義務づけている自治体が多数ある。
各種データ	<PRTRパイロット事業> 以下の項目について、調査した実績がある。 年間取扱量 事業者全体の従業員数 廃棄物関連の届出事項(廃棄物種類・処分方法・移動先) <条例による報告データ> 年間取扱量では、以下のようなメリットが報告されている。 ・物質収支の把握が容易になった。 ・異常データの発見が容易になった。
文献調査の結果	<諸外国の状況> オーストラリアと韓国で年間取扱量の届出が義務づけられている。
見直しに向けた意見	<自治体> ・年間取扱量に対する排出量の割合が把握できないと、事業者の排出削減努力が確認できない ・年間取扱量が把握できないと、異常データの発見が困難
考察	<追加のメリット> 年間取扱量を中心に、異常データの発見など数多くのメリットがある。 <問題点> 営業秘密や事業者への負担など、検証が必要。
見直しの方向性	<見直しの内容> 年間取扱量を中心に、届出事項に追加する方法で検討する。

サブシート(3- ) 届出事項への追加

項目名	年間取扱量
-----	-------

< データ >

項目	内容
パイロット事業での扱い	平成 10・11・13 年度に報告を求めた実績がある。
諸外国における扱い	オーストラリアと韓国が届出を義務づけ 米国は「最大保有量」として届出を義務づけ
地方自治体における扱い	東京都や愛知県など 10 自治体が届出を義務づけ
活用事例	ア) 排出削減努力の把握 排出率が減少した場合と年間取扱量自体が減少した場合を区別することにより、事業者の排出削減努力を把握
	イ) 異常データの発見 PRTRの届出データと年間取扱量との比較によって誤ったデータを見つけ、事業者に修正を求める(名古屋市等)。

< 検討 >

項目	内容
選定理由	自治体へのアンケート調査とヒアリング調査で寄せられた多数の意見
考察	<p>&lt; 現状の問題点 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物質収支が把握しにくいいため、事業者の自主的管理が促進されにくい。</li> <li>・ 物質収支が把握しにくいため、行政による事業者への指導がしにくい。</li> <li>・ 異常データが含まれていても、見過ごされる場合が多い。</li> </ul> <p>&lt; 追加のメリット &gt;</p> <p>上記の問題点のすべてが大幅に改善させる可能性が高い。</p> <p>&lt; 追加のデメリット &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出事項が増えることで、事業者の作業負担が増加する可能性がある。</li> <li>・ 事業所ごとの「事業規模」や物質収支が把握しやすくなることで、営業秘密に関わるケースが生じる可能性がある。</li> </ul>
方向性	営業秘密に関わる支障が生じないような配慮をしつつ、届出事項に追加する方向で検討する。

サブシート(3- ) 届出事項への追加

項目名	製造品に含まれた出荷量
-----	-------------

<データ>

項目	内容
パイロット事業での扱い	報告を求めた実績はない。
諸外国における扱い	事例は確認されていない。
地方自治体における扱い	札幌市、東京都、横浜市が届出を義務づけ。 横浜市は要請に基づき届出する規定
活用事例	ア) 物質収支の把握 東京都では届出された「製造品に含まれた出荷量」を集計し、年間取扱量等の項目と比較可能な形で公表している。
	イ) 異常データの発見 確認されていない

<検討>

項目	内容
選定理由	自治体へのアンケート調査やヒアリング調査で、届出事項に追加する必要性を指摘する意見が出された。
考察	<p>&lt;現状の問題点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状では「事業所の外への移動量」として「製造品に含まれた出荷量」を誤って届出するケースがある。</li> <li>・ 現行のPRTR制度の枠組みでは、最終製品に含まれて出荷され、末端ユーザーによる使用段階で環境中に排出される数量の把握が容易でない。</li> </ul> <p>&lt;追加のメリット&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所ごとの物質収支が精度良く把握できるようになる(年間取扱量だけを届出させるよりも精度が高くなる)。</li> <li>・ 我が国全体の物質収支の把握にとっても有用なデータとなり得る。</li> </ul> <p>&lt;追加のデメリット&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出書の項目が増え、事業者への負担が増す可能性がある。</li> </ul>
方向性	年間取扱量と併せて、届出事項に追加する可能性を検討する。

サブシート(3- ) 届出事項への追加

項目名	用途等
-----	-----

< データ >

項目	内容
パイロット事業での扱い	報告を求めた実績はない。
諸外国における扱い	以下のような届出が実施されている例が確認されている。 韓国:用途 ベルギー:汚染物質の排出を生じる最終製品等に係る工程等
地方自治体における扱い	以下のような届出が実施されている例がある。 東京都:使用目的(実質的に「用途」と同義)、作業の種類 神奈川県:用途 埼玉県:工程
活用事例	ア) 取組実態の把握 環境省が「排出量削減に関するアンケート調査」で用途等を調査した結果を取りまとめ、「取組事例集」として作成・公表した。
	イ) 事業者への指導 用途等を届出させている自治体では、事業者への指導方針を判断するための基本的な情報の一つとして活用されている。

< 検討 >

項目	内容
選定理由	先進的な自治体で用途等を届出事項に含めている事例がいくつか確認された。
考察	<p>&lt; 現状の問題点 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異常データを見過ごしている可能性がある。</li> <li>・ 事業者に別途「アンケート」等で報告を求める必要が生じる場合がある。</li> </ul> <p>&lt; 追加のメリット &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者や国民の理解の促進に役立つ。</li> <li>・ 事業者への指導に必要な情報が確実に把握できる。</li> </ul> <p>&lt; 追加のデメリット &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由記述式にした場合、実質的に同一の用途であっても、事業者の解釈によって届出内容が不統一になる可能性が高く、用途別に集計するのが困難になる可能性がある。</li> <li>・ 事業者への指導を主目的にする場合、国と自治体の役割分担を併せて検討する必要がある</li> </ul>
方向性	メリットとデメリットを比較して、総合的な判断が必要。

サブシート(3- ) 届出事項への追加

項目名	事業者全体の従業員数
-----	------------

< データ >

項目	内容
パイロット事業での扱い	平成 12・13 年度の事業で報告を求めた。
諸外国における扱い	届出を義務づけている事例は確認されていない。
地方自治体における扱い	条例で類似の届出制度を実施している 11 都府県市のうち、7 都府県市で届出を義務づけている。
活用事例	ア) 異常データの発見 化管法に基づく P R T R の届出書に、誤って「事業者全体の従業員数」を記入して届出した事業者が見つかった。
	イ) 指導方針の判断 「大企業」と「中小企業」を正確に区別することが可能になり、事業者への指導方針を的確に判断できるようになった。

< 検討 >

項目	内容
選定理由	類似制度を実施している多くの自治体が届出事項に含めている。
考察	<p>&lt; 現状の問題点 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化管法に基づく届出要件に該当しているか確実に判定できないため、未届出事業所の発見や、逆に「過届出」の発見が容易でない。</li> </ul> <p>&lt; 追加のメリット &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出要件への該当の有無が確実に把握され、未届出事業所の発見などがしやすくなると共に、届出データの精度も向上する。</li> <li>事業者への指導方針を的確に判断するための情報が系統的に把握できるようになる。</li> </ul> <p>&lt; 追加のデメリット &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複数の事業所を持っている事業者の場合は、正確な従業員数を把握するのが容易でない場合が考えられる。</li> <li>同一企業に属する別の事業所が「事業者全体の従業員数」として異なった人数を届出する場合が考えられ、データチェックに多大な労力を要する可能性がある。</li> </ul>
方向性	デメリットを解消する技術的な方法を検討しつつ、届出事項に追加する方向で検討する。



サブシート(3- ) 届出事項への追加

項目名	排出量等の増減
-----	---------

< データ >

項目	内容
パイロット事業での扱い	排出量の増減自体を報告させた事例はない。
諸外国における扱い	以下のような項目の届出を義務づけている例が確認されている。 オーストラリア: 著しく排出量が削減された物質名 韓国: 前年度と当該年度の排出削減活動 米国: 本来の事業活動と無関係の事態によって生じた排出量
地方自治体における扱い	以下のような例が確認されている。 神奈川県: 管理目標や達成状況の値を届出 大阪府: 届出の規定量未滿に減少した初年度は、その減少後の数量を届出
活用事例	ア) 取組実態の把握 環境省がPRTTRの届出事業者に対して「排出削減に関するアンケート調査」で削減理由を調査した結果、有用な事例を抽出して「取組事例集」として取りまとめた。
	イ) 届出漏れの確認 前年度の届出事業者所が届出しなくなった場合、届出漏れか否か判断するため、「減少した」という事実を届出させて、事業者ごとの履歴が把握できる仕組みを構築した(大阪府など)。

< 検討 >

項目	内容
選定理由	自治体へのヒアリング調査等で多数の意見が寄せられた。
考察	<p>&lt; 現状の問題点 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「年間取扱量等の減少」と「届出漏れ」が確実に区別できる情報がない。</li> </ul> <p>&lt; 追加のメリット &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者ごとの履歴が確実に把握できる仕組みが構築しやすくなる。</li> <li>・ 化管法の目的( = 自主的取組の促進)に合致する。</li> </ul> <p>&lt; 追加のデメリット &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由記述式の場合は記入方法の統一が困難であり、系統的なデータ集計や抽出が可能か、技術的な検討が必要。</li> </ul>
方向性	届出書の備考欄を活用する方法を含め、何らかの方法で「減少した」という事実が確実に把握できる仕組みを構築する方向で検討する。

サブシート(3- ) 届出事項への追加

項目名	廃棄物関連の届出事項
-----	------------

< データ >

項目	内容
パイロット事業での扱い	平成 9～12 年度に以下のような項目の報告を求めた実績がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の種類・形態</li> <li>・ 移動先での主たる処分方法</li> <li>・ 移動先で埋立処分する場合の埋立地の区分</li> <li>・ 移動先となる市町村名</li> </ul>
諸外国における扱い	以下のような事例が確認されている 米国: 移動先の名称、住所、処分方法等 韓国: 移動先の処理業者の名称
地方自治体における扱い	条例に基づく届出制度としては確認されていない。
活用事例	ア) 理解の促進 PRTRパイロット事業では廃棄物の種類別や移動先別等に集計・公表することで、事業者や国民の理解の促進に努めた。
	イ) 異常データの発見 廃棄物種類を届出させることにより、モノマーとポリマーの混同など、異常データが多数見つかった。

< 検討 >

項目	内容
選定理由	学識経験者から必要性を指摘する意見が出された。
考察	< 現状の問題点 > <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出される「移動量」に関連する情報が得られず、漠然としたデータのため、実質的な活用方法がほとんどない。</li> </ul> < 追加のメリット > <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者や国民の理解の促進に大きく貢献する。</li> <li>・ 移動量データの有効活用が促進される。</li> </ul> < 追加のデメリット > <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出事項が増えることになり、事業者への作業負担が増す可能性がある。</li> </ul>
方向性	化管法の目的との整合性など、検討すべき課題を解決することを前提に、届出事項に追加する可能性を検討する。

サブシート(3- ) 届出事項への追加

項目名	下水道関連の届出事項
-----	------------

< データ >

項目	内容
パイロット事業での扱い	平成9年度に「移動先となる下水処理場」の届出を求めたこと以外に、現行の化管法の規定を上回る実績はない。
諸外国における扱い	下水処理場からの放流水等について、特別な規定は確認されていない。
地方自治体における扱い	化管法を上回る特別な規定は報告されていない。
活用事例	ア) 把握されていない排出の確認 下水処理場からの放流水について、特別要件施設として届出対象にならない対象化学物質の濃度を測定し、現行のPRTRの枠組みで把握できない排出が存在している可能性が確認された。

< 検討 >

項目	内容
選定理由	学識経験者等から必要性を指摘する意見があった(パブコメを含む)。
考察	<p>&lt; 現状の問題点 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水処理場からの放流水について、無視できない規模の排出がある可能性が指摘されているが、現行の化管法の枠組みでは届出対象となっておらず、届出外としての推計も困難。</li> </ul> <p>&lt; 追加のメリット &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境への排出量の全体像をより正確に把握することが可能になる。</li> </ul> <p>&lt; 追加のデメリット &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他法令で測定義務のない対象化学物質を届出するには、事業者に新たな測定義務を与えることが必要になる可能性が高い。</li> </ul>
方向性	特別要件施設のあり方を含めて、総合的な検討が必要。

サブシート(3- ) 届出事項への追加

項目名	その他の届出事項 【追加】 メールアドレス 管理計画( 別途、5- 参照) 【削除】 ふりがな
-----	--

< 検討 >

項目	内容
選定理由	地方自治体から出された多数の意見
考察	<p>&lt; 現状の問題点 &gt; メールアドレスがないため、データ確認に支障が生じる場合がある 「ふりがな」の不備だけで事業者を確認するケースが非常に多い</p> <p>&lt; 追加等のメリット &gt; 地方自治体におけるデータ確認の効率化</p> <p>&lt; 追加等のデメリット &gt; ふりがなの削除により、事業者名を五十音順並べ替える場合などに支障が生 じることが考えられる。</p>
方向性	追加する項目：届出書の記入者のメールアドレス 削除する項目：ふりがな

PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
4. データ公表	開示請求	廃止 原則としてすべての届出データを公表

項目	内容
各種データ	<p>&lt; 開示請求の実績 &gt; 環境省、経済産業省における開示請求の実績は表 5-1 のとおりであり、年々減少傾向にある。</p> <p>&lt; 事業所別データの活用状況 &gt; NPO 法人有害化学物質削減ネットワーク(Tウォッチ; Toxic Watchi Network)では、PRTR 届出データの検索システムを構築し、インターネットにて「PRTR 検索」として公開している。 以下の検索条件により個別のデータを閲覧可能である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所</li> <li>・ 事業者</li> <li>・ 化学物質</li> <li>・ 市区町村</li> </ul> <p>ただし、データのダウンロードはできない。</p>
文献調査の結果	<p>&lt; 諸外国の状況 &gt; 開示請求という形式を採用しているのは日本だけであり、諸外国においては個別事業所のデータは公表されている。 詳細は「平成 17 年度 PRTR 制度国際動態調査(東京海上日動リスクコンサルティング(株))」参照</p> <p>&lt; 地方自治体の状況 &gt; 自治体ヒアリング調査から得た回答によると、情報公開条例に基づく請求があった場合、事業者の営業秘密に係ることから自治体ごとに対応が異なる。</p>
見直しに向けた意見	<p>&lt; 自治体 &gt; 自治体アンケートでは「開示請求を撤廃し公表すべき」という意見が 68 件中の 9 件あった。詳細は参考資料を参照。</p> <p>&lt; 有識者 &gt; PRTR に関する意見交換会における、委員からの指摘は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別事業所のデータを公表することによる「削減効果」を示す資料がほしい。</li> <li>・ 個別事業所のデータを国や自治体で公表することによって活用を促進したい。</li> <li>・ 一般の人が理解しやすい形でデータ公表をしてほしい</li> </ul> <p>&lt; NGO &gt; 化学物質情報の利用に関する NGO アンケートの結果において、PRTR データの閲覧経験、入手ルートでは、国に開示請求を行ってデータを入手した団体は、177 団体中の 7 件あった。 NGO へ個別にヒアリングした結果は、6 団体中の 5 件が全面公表を希望している。</p>

PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
4. データ公表	開示請求	廃止 原則としてすべての届出データを公表

(続き)

項目	内容
考察	<p>&lt; 追加のメリット &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律の本来の目的に合致</li> <li>・ 開示請求という煩雑な手続きが不要( データ活用が促進)</li> <li>・ 市民への開かれた情報提供</li> </ul> <p>&lt; 問題点 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者の営業秘密に関わるケースがないか要検討</li> </ul>
見直しの方向性	<p>&lt; 見直しの内容 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示請求という形式を撤廃し、個別事業所データを公表</li> </ul> <p>&lt; 特記事項 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業秘密に係る事項が懸念される場合には一部の項目について非公開とすることを可能にする</li> <li>・ 公表される個別事業所データは市民にも理解しやすい形態( データ検索ツール等を Web にて提供する等)に構成するよう考慮</li> </ul>

PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
4. データ公表	届出データの集計方法	公表資料として以下のような集計データを追加 <追加候補> ア) 水域(河川等)別の集計 イ) 市区町村別の集計 ウ) 経年変化を把握するための集計

項目	内容
各種データ	<p>&lt;現状&gt; 公表における集計方法は開始年度からほぼ変化はない。物質、業種、地域等の媒体別の集計が中心である。具体的な集計方法の種類は表 5-5 のとおりである。 また、現時点までに集計に使用されていない届出項目は下記のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所において常時使用される従業員の数</li> <li>・ 従たる業種</li> <li>・ 排出先の河川名</li> <li>・ 当該事業所における埋立処分型(安定型・管理型・遮断型)</li> </ul> <p>&lt;パイロット事業&gt; PRTR パイロット事業における集計方法は表 5-5 のとおり。当時はハザードや事業者規模による集計も行っていった。</p>
文献調査の結果	<p>&lt;諸外国の状況&gt; 米国においては、業種、地域、物質、届出年、施設等の各種条件のクロス集計を公表している。</p> <p>&lt;地方自治体の状況&gt; いくつかの都道府県、市区町村で市区町村別の集計公表が行われている。</p> <p>&lt;NGOの状況&gt; エコケミストリー研究会では市区町村別に PRTR データの推計を行っており、インターネットにて公開している。( 5-2-1(4)参照)</p>
見直しに向けた意見	<p>&lt;自治体&gt; 自治体アンケートからは主に以下のような意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の集計段階で、市町村別・メッシュ別の排出源別・物質別集計結果を公表</li> </ul> <p>意見の詳細は本編(5-2-2(1)参照)のとおり</p> <p>&lt;有識者&gt; PRTR に関する意見交換会からの指摘事項は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民にインベントリーとしてデータを理解させることが必要</li> <li>・ 届出外排出量の精度向上は、排出量の大きさのみで決めるべきではない</li> <li>・ 地域のランキングなどをマスコミが取り上げることは、地域にとっては意味がある</li> <li>・ 一般廃棄物や下水道への移動量について関心がある</li> <li>・ 環境問題への取組が企業価値を高めるような仕組みが必要である</li> </ul>

PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
4. データ公表	届出データの集計方法	公表資料として以下のような集計データを追加 <追加候補> ア) 水域(河川等)別の集計 イ) 市区町村別の集計 ウ) 経年変化を把握するための集計

(続き)

項目	内容
見直しに向けた意見 (続き)	<p>&lt; NGO &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般市民に分かりやすい情報提供が必要</li> <li>・ 毒性で重み付けした集計や河川別の集計が必要</li> </ul>
考察	<p>&lt; 追加のメリット &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市区町村別集計を追加することで、市民の関心を高めるデータ活用が可能</li> <li>・ 物質による毒性の重み付けを考慮した集計をすることで、排出量だけではリスクが判断できないとの不透明さが払拭される</li> <li>・ 経年変化を把握するための集計を追加することで、事業者の自主的管理の促進を把握することが可能</li> <li>・ 現在まで活用しなかった届出事項による集計を追加することで新たな問題点を探る足掛かりとなる</li> </ul> <p>&lt; 問題点 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状、整理番号は毎年届出順に採番されており、経年を通して事業所を識別するのは困難な上、届出要件により通年届出事業所が一定でない構造のため、経年変化の把握は困難。</li> <li>・ 物質によるリスクの重み付けの精度</li> </ul>
見直しの方向性	<p>&lt; 見直しの内容 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市区町村別集計を追加</li> <li>・ 物質による毒性の重み付けを考慮した集計を追加</li> <li>・ 経年変化を把握するための集計を追加</li> <li>・ 現在まで活用しなかった届出事項による集計を追加</li> </ul> <p>&lt; 特記事項 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子情報処理組織を活用して、事業所の経年の届出データを抽出</li> <li>・ 現在まで活用しなかった項目の集計方法の検討</li> </ul>



PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
5.その他	化学物質管理指針	<p>&lt; 化学物質管理指針の内容 &gt;            化学物質管理方針、計画の具体的な書式を規定            「事故時の措置」を追加            &lt; 化学物質管理計画の作成の徹底 &gt;            化学物質管理計画の届出を義務化            都道府県知事の求めに応じた報告を義務化</p>

項目	内容
各種データ	<p>&lt; 調査結果 &gt;            総務省が行った調査によると管理方針及び計画を策定していない事業所が 54.8%、55.7%だった( 6-1-2 参照)。</p>
文献調査の結果	<p>&lt; 地方自治体の状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 68 自治体中 18 自治体が独自の化学物質管理指針を策定</li> <li>・ 14 自治体が管理指針等に基づく管理計画の届出やその活用を実施</li> <li>・ 自治体が策定した管理指針の大半が「事故時の措置」を規定( 6-1-1 参照)。</li> </ul>
見直しに向けた意見	<p>&lt; 自治体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 68 自治体中の 5 自治体が化学物質管理計画の届出を義務化もしくは都道府県知事の求めに応じた報告の義務化を要望</li> <li>・ 1 自治体が事故時の措置について追加を要望( 6-1-2 参照)。</li> </ul>
考察	<p>&lt; 見直しのメリット &gt;            内容: 事故時の措置について各自治体で独自に定める必要がなくなる。            届出: 化学物質管理計画の策定の徹底が図ることが可能である。</p> <p>&lt; 問題点 &gt;            届出: 国に届け出た場合、内容を確認することは不可能</p>
見直しの方向性	<p>&lt; 見直しの内容 &gt;            法及び政省令による対応の必要性について要検討、見直す場合には以下の方向性が考えられる。            内容: 事故時の措置を追加            届出: 都道府県知事の求めに応じた報告を義務化</p>

PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
5. その他	地方自治体の役割	ア)自治体に直接届出を行う、立入権限等を付与 イ)自治体が経由事務を行うことなく、国に直接届出 ウ)経由事務という立場は変わることなく、法令上、自治体の役割について明文化する

項目	内容
各種データ	<p>&lt; 現状 &gt; 自治体の法令上の位置づけは届出書の受付であり、経由事務とされている。しかし、実際の運用上の業務は多岐にわたっている(6-2-1(1)参照)。</p> <p>&lt; 他法令における役割 &gt; 化学物質関連の他法令では、自治体の位置づけが法令上明確に示されている。(6-2-2(1))</p>
文献調査の結果	< 諸外国の状況 > 特に関連する情報はなし
見直しに向けた意見	<p>&lt; 自治体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令上の立場の明確化(4件)</li> <li>・ 立入権限の付与(6件)</li> </ul> <p>意見の詳細は本編(6-2-3参照)のとおり</p> <p>&lt; 有識者 &gt; PRTRに関する意見交換会からは、自治体の法的な位置づけを明確にすることが望ましいとの意見があった。</p>
考察	<p>&lt; 見直しのメリット &gt; 法令上にて、地方自治体の役割を明文化することで、権限や責任が明確になり、効率的かつ適切な業務を担うことが可能となる</p> <p>&lt; 問題点 &gt; 人的制約等、自治体による背景がそれぞれ異なることなどから、自治体がPRTR制度の業務をどの範囲で担うべきか、慎重な検討が必要</p>
見直しの方向性	<p>&lt; 見直しの内容 &gt; 法令上にて、法所管大臣・業所管大臣(NITE)・自治体それぞれの位置づけ(役割)範囲を明文化する</p> <p>&lt; 特記事項 &gt; ほとんどの業所管大臣がNITEに業務委託を行っているため、NITEの役割についても、何らかの形で法令上にて規定する必要性を併せて検討</p>

PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
5. その他	対応化学物質分類名への変更	規定として廃止

項目	内容
各種データ	<p>&lt; 現状 &gt;                      現在まで1件も変更届出はない。</p> <p>&lt; 自治体における状況 &gt;                      神奈川県における条例では対応化学物質分類名での届出は認めていない</p>
文献調査の結果	<p>&lt; 諸外国の状況 &gt;                      特に関連した情報はなし</p>
見直しに向けた意見	<p>&lt; 自治体 &gt;                      ヒアリング等での意見は特になし</p>
考察	<p>&lt; 見直しのメリット &gt;                      不要な条文の廃止、制度の簡素化</p> <p>&lt; 問題点 &gt;                      特になし</p>
見直しの方向性	<p>&lt; 見直しの内容 &gt;                      事業者の意見を求めた上で、廃止の可能性について検討</p> <p>&lt; 特記事項 &gt;                      届出事項の追加(例:年間取扱量)によっては、営業秘密に係る問題が発生する可能性があるため、対応化学物質分類名での届出が必要となる可能性がある</p>

PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
5.その他	届出期間	届出期間終了後の対応について明記

項目	内容
各種データ	<現状> 毎年度6月30日までとしているが、これまでの4回の届出では届出期間終了直前に届出期間の延長を決定
文献調査の結果	<諸外国の状況> 特に関連した情報はなし
見直しに向けた意見	<自治体> ・ 届出期間終了直前の期間延長は事業者への指導に矛盾を生じるため避けて欲しい。 ・ 届出期間終了後は集計に含めないとしても受理だけは可能にして欲しい。
考察	<見直しのメリット> ・ 都道府県による届出期間に関する指示の徹底が可能 ・ 翌年度以降の届出徹底に効果的
見直しの方向性	<見直しの内容> 届出期間終了後も届出データについては遅延理由書の提出と受理だけは行い、集計等には含めない。

PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
5.その他	法の目的	他法令の運用におけるデータの活用や事故等が起こった場合のデータの活用を可能とする文言を追加

項目	内容
各種データ	< 現状 > 自主管理の促進と環境汚染の未然防止について謳っている。
文献調査の結果	< 諸外国の状況 > 他法令での運用等に係る情報はなし
見直しに向けた意見	< 自治体 > 他法令等でPRTR データを活用するならば、法の目的を見直すことが必要との意見が2自治体からあった。
考察	< 見直しのメリット > 法の目的に基づいたPRTR データの有効な活用が可能となる。  < 問題点 > 特になし
見直しの方向性	< 見直しの内容 > 「行政による化学物質の汚染の未然防止」等の文言を追加  < 特記事項 > 現状の目的でも解釈によっては活用が可能。実際には既に活用が行われているため、形式論である。

PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
5. その他	届出様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出のしやすさに配慮した合理化</li> <li>PRTR データの有効数字に連動した合理化</li> </ul>

項目	内容
各種データ	<p>&lt; 現状 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様式1、様式2により届出を実施</li> <li>記入欄が狭い部分がある。</li> </ul>
文献調査の結果	<p>&lt; 諸外国の状況 &gt;</p> <p>特に様式に係る不具合などの情報はなし</p>
見直しに向けた意見	<p>&lt; 自治体 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様式のスペースが狭い</li> <li>様式の簡略化(ふりがなの削除など)</li> <li>有効数字2桁の廃止</li> <li>“0”と“-”の区別</li> </ul>
考察	<p>&lt; 見直しのメリット &gt;</p> <p>届出作業の効率化</p> <p>&lt; 問題点 &gt;</p> <p>既存の届出様式に慣れているため、混乱を生じる可能性がある。</p>
見直しの方向性	<p>&lt; 見直しの内容 &gt;</p> <p>「見直しに向けた意見」に示された内容について、事業者等に意見を求めた上で反映する可能性を検討</p>

PRTR制度のあり方に係る検証シート

検討項目	検討ポイント	見直しの可能性
5.その他	電子情報処理組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 微細な修正は職権修正可能とする</li> <li>・ 識別番号(ユーザID)及び暗証番号(パスワード)の通知を国が担当</li> </ul>

項目	内容
各種データ	<p>&lt; 現状 &gt;                      電子情報処理組織を使用する場合には、事業者は都道府県に対して「使用届出」を提出し、都道府県は識別番号(ユーザID)及び暗証番号(パスワード)を通知することとなっている。</p>
文献調査の結果	<p>&lt; 諸外国の状況 &gt;                      特に関連した情報はなし</p>
見直しに向けた意見	<p>&lt; 自治体 &gt;                      微細な修正は自治体によって職権修正を可能とする                      識別番号(ユーザID)及び暗証番号(パスワード)は国から通知</p>
考察	<p>&lt; 見直しのメリット &gt;                      クライアント証明及び識別番号(ユーザID)及び暗証番号(パスワード)を一括して国が行うことにより、事業者の混乱を回避</p> <p>&lt; 問題点 &gt;                      既に当該組織を利用している事業者が混乱する可能性。</p>
見直しの方向性	<p>&lt; 見直しの内容 &gt;                      職権修正の範囲を明確化                      識別番号(ユーザID)及び暗証番号(パスワード)の通知を国が担当</p> <p>&lt; 特記事項 &gt;                      自治体における確認作業の効率化に配慮( 5- で検討)</p>

## 7 - 2 今後の課題

### 7-2-1 対象化学物質に係る課題

#### (1) 関連情報との統合

環境中での検出状況など、本調査で対象としていない各種情報と統合し、追加候補物質の系統的な調査が必要と考えられる。

#### (2) 有害性データ等の調査

追加候補物質については、最新の有害性データ等を詳細に調査し、統一的な基準で評価することが必要と考えられる。その際、「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」(GHS)の動向も踏まえ、対象化学物質の評価基準自体の見直しも併せて検討することが必要と考えられる。

### 7-2-2 届出要件に係る課題

#### (1) 追加候補業種の実態把握

追加候補業種については、既存データや文献等で把握できる範囲の情報整理を行ったが、届出する場合の技術的な問題点等の詳細については、まだ不明点が残されている。したがって、関係する業界へのヒアリング調査や実態調査等によって、問題点を検証することが必要と考えられる。

#### (2) 届出事業者数等の推定

対象業種の拡大や従業員規模の要件の引き下げ等を行った場合、どの程度の事業者が新たに届出対象となり、届出によって把握される排出量の割合がどの程度になるか、概略として推定しておき、実現可能性について検討することが必要と考えられる。

#### (3) 届出データの精度管理

届出対象事業者の拡大によって、事業者の対応能力が相対的に低下する懸念がある。届出データの精度が低下するのを避けるため、小規模事業者に対応した簡易な内容の届出を併用する可能性や、事業者への支援の充実など、届出データの精度管理のあり方を検討することが必要と考えられる。



### 7-2-3 届出事項に係る課題

#### (1) データ活用のあり方の検討

新たに届出事項を追加する場合、届出されたデータが有効に活用されることが必要と考えられる。異常データの発見や物質収支の把握など、既に概略の検討はされているものの、さらに具体性のある活用方法を示すことが必要と考えられる。

#### (2) 法目的との整合性の検証

届出事項を追加する場合、化管法の目的(=自主的管理の促進・環境保全上の支障の未然防止)との整合性や、他法令との整合性などを検証しておくことが必要と考えられる。

### 7-2-4 データ公表に係る課題

#### (1) 営業秘密の有無の検証

現行の化管法によるPRTTR制度が開示請求という方法を採用した経緯を踏まえ、個別事業所のデータをすべて公表する場合には、事業者の営業秘密に関わる問題が発生しないか、十分な検討が必要と考えられる。

#### (2) 集計・公表の技術的な問題点の検討

水域別や市区町村別といった新たな集計を行う場合、そのメリットの検討だけでなく、集計・公表に係る技術的な問題点の検討を併せて行うことが必要と考えられる。とりわけ、届出外排出量については、推計精度の観点から慎重な検討が求められる。

### 7-2-5 その他の見直し項目に係る課題

#### (1) 自治体の位置づけの検討

現行の化管法の運用実態としては、地方自治体の果たす役割が大きくなっているため、その実態に合わせて法的位置づけを明確化するなど、自治体の果たすべき役割について、総合的な検討が必要と考えられる。

#### (2) 法制度の運用との兼ね合い

本調査において、法制度の運用上の問題が数多く指摘されたが、法制度の見直しによって解決又は改善可能な問題点も含まれている可能性があるため、法制度の運用方法との兼ね合いを含めた検討が必要と考えられる。

